

NO

と不要ならはつきりと断り
ましょう。
あいまいな返事は禁物で
す。

◆問い合わせ

商工観光課 商工係 ☎ 1136

改正・新設

連鎖販売取引

訪問販売法

11月21日

スタート

電話勧誘販売

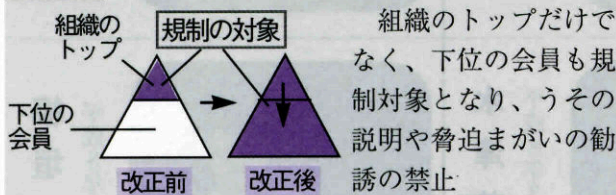
近年急増している電話勧誘販売や連鎖販売取引（マルチ商法）による消費者トラブルを防ぐため、「訪問販売法」が今年5月に改正され、11月21日施行されました。
主な改正点について紹介します。

連鎖販売取引

手口 「金がもうかる」と言って、商品を買わせたり、入会金等を出させて販売組織に加入させ、その加入者も金をもうけるために友人等を誘う。こうして次々と消費者が販売員（会員）となり、ピラミッド型に組織を拡大し、販売を伸ばす。ねずみ算式に下部会員を増やすしくみは、必ず行き詰まり投資したお金さえも回収不可能に。友人等を誘い込むため人間関係の悪化も伴います。

被害は20歳代の若者に多く、商品は浄水器、婦人下着、羽毛布団、化粧品等が挙げられる。

改正点 連鎖販売業を行う者は、



消費者は、

- 法定の書面を受け取ってから20日以内ならクーリング・オフ（申込みの無条件撤回または契約解除）ができる

電話勧誘販売

手口 突然、知らない業者から家庭や職場に電話が入り、しつこく物品の購入をせがまれたことはありませんか。また「受講するだけで国家資格が取れる」「副収入が得られる」（資格商法）など、電話による勧誘を受けたことはありませんか。

電話勧誘は消費者が受け身の状態で、意志が不安定のまま申し込んだり契約してしまうケースが少なくありません。

被害は20～30歳代のサラリーマンに多くみられますが、主婦や学生にも増える傾向があります。

新設 電話勧誘業者は、

- 業者名と氏名、商品等の種類、勧誘の電話の旨伝える。契約意志がない者への長電話や断った相手への再電話禁止。うその説明や脅迫まがいの禁止
- 契約内容を記した書面の交付義務

消費者は、

- 法定の書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフ（申込みの無条件撤回または契約解除）ができる

クーリング・オフは書面で

用紙は何でも構いませんが、通知するうえで最も安全で確実な方法は内容証明郵便です。

1枚の用紙に1行20字以内、26行以内の決まりがあり、同文書3通と業者宛の封筒1枚を郵便局に出します。1通は業者に郵送、1通は郵便局保管、1通は差出人に返ります。

クーリング・オフ記載例

通知書

一、私は貴社と締結した左の契約を解除します。
契約年月日 平成〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇

一、私が支払った代金〇〇〇円を至急返金してください。

一、私が受け取った商品を貴社の費用でお引き取りください。

平成〇年〇月〇日

山口県長門市東深川〇〇〇〇

（氏名）〇〇〇〇

東京都〇〇〇区*町〇丁目〇番〇号

株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇〇〇様

クーリング・オフによる、契約の解除は、書面を発したときです。書面をクーリング・オフ期間内に出しさえすれば、最終日の消印でも有効です。書面が期間を過ぎて業者に届いても、契約の解除に影響はしません。